昨年11月実施の特許庁公報検索演習セミナーでは、講師の説明の中の知財の用語に、まず、つまずいてしま

う方が散見されました。このセミナーは、<J-PlatPatに出会ってみよう>というテーマで、検索ツールに親 しむ第一歩を体験していただくことに目標を置いたものでしたが、やはり、ある程度の基礎知識の習得が必

そのために、本号では意匠検索のために、<意匠の類否の判断基準>についての解説をお届けします。 ※商標検索のための基礎知識は号を改めます。 活動報告では、6月1日開催予定の、侵害事例から学ぶ知財セミナーの予告が掲載されています。

(2017年4月3日 編集・文責:デザイン保護委員会 委員長 丸山和子) ◆このページに限らずVol.1~これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。

無断転用はお断りいたします。引用の場合は引用部分を明確にし、出所の明示をお願いいたします。

要なのではないかとの反省点が出ました。

- 情報発信

事例にみる意匠の類否判断のポイント 永芳太郎 弁理士 (みずの永芳特許事務所 所長)

意匠の類否判断は、1+1が常に2になるというような公式がなくて難しいといわれます。 共通点と差異点を総合的に判断する、といっても判断にグレーゾーンがある要素の積み重ねになるので、ど うしても結論にブレがあるように感じられてしまいます。 そこで、意匠の類否判断について、確信ある結論を得るために重要な観点を事例をとおして探ってみます。

(1) 意匠の類否判断の具体的な手法 基本となる、類否判断を行う際の検討の流れについて端的にまとめられたものとして、産業構造審議会の意 匠制度小委員会(平成16年11月17日)で配布された資料を抜粋して紹介します。 この類否判断手法の中でも、意匠の要部の認定において、周知意匠や公知意匠を考慮する点が重要だと思い

(以下、下線は筆者が加入) 「裁判例における意匠の類否判断の具体的な手法」

審決取消訴訟や意匠権侵害訴訟における意匠の類否判断については、概略以下の手順や

留意点に基づいて行われている。 意匠の類否判断は、意匠全体を観察することを大原則としている。

① 両意匠の物品が同一または類似であることを確認する。物品が非類似である場合は、意 匠に類似関係は生じない。 ② 両意匠の基本的構成態様、具体的構成態様を認定する。 基本的構成態様とは、意匠を大つかみに把握した態様であり、具体的構成態様とは、意匠

を詳しく観察した場合の態様である。 ③ 基本的構成態様における共通点を認定する。

その際、以下について適宜考慮する。

(i)物品の性質、目的、用途、使用態様

④ 具体的構成態様における共通点を認定する。

⑤ 基本的構成態様における差異点を認定する。 ⑥ 具体的構成態様における差異点を認定する。 ⑦ 両意匠において、看者が最も注意を引かれる部分、重きをおくべき部分を認定する。裁 判例によって、意匠の要部と称される場合がある。

(ii) <u>周知意匠や公知意匠</u> (意匠登録出願前に多くの周知意匠や公知意匠に開示されている部分は、取引者、需要者 にとってありふれて見えるものとなり、注意を引かないし、重きが置かれない場合が多 い。)

(意匠権侵害訴訟においては、意匠権の効力範囲を狭く解釈されることを望む被告側が多 くの周知意匠や公知意匠を証拠として提出することが多い。)

⑧ 意匠の要部(注意を引く部分、重きが置かれる部分)において、構成態様が共通する場 合、両意匠は類似し、異なる場合、両意匠は類似しない。 ⑨ 意匠の要部(注意を引く部分、重きが置かれる部分)において構成態様に差異がある場

(2) 物品の類否判断 意匠の類否判断は物品の類否と形態の類否との2つの観点から行いますが、まず、物品が同一または類似でな ければ、類似する意匠になりません。 物品が非類似なので、意匠が類似しないと判断される例としては、「乗用自動車」と「ミニカー」等があり ます。

登録第1048627 登録第1048627 類似1号 登録第 1423452

以下のテレビは正面性の高い物品なので、背面側に大きな違いがあっても、着目される正面の共通性によっ

登録第 1193716 (関連)

登録第1377547 (関連)

登録第1277438

(関連)

登録第1148397 (関連)

文字については、以下左側のように、文字が意匠の構成要素として評価されていると思われる事例もありま すが、基本的に文字が意匠の類否判断に与える影響は弱く、以下右側のように、文字の有無、文字の態様に

(本意匠)

「花瓶」

(3) 形態(形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合)の類否判断 形態の類否判断について、原則とされているものがいくつかあります。

ア. 見えやすい部分、着目される部分の形態は、類否判断に与える影響が相対的に大きい

類似

能と認定するかは、例えば以下の「コップ」と「花瓶」のように微妙なものも多いので、同じ使い方をする 可能性がある物品同士は、形状が近づくと類似する意匠と判断される可能性があるものとして注意する必要





ウ. 部分意匠における破線部の形態は、対比の対象としない

かかわらず、図柄の共通性によって類似する意匠と判断されています。

「携帯電話機」 「建築用ブロック」 登録第1148243

登録第 1148396

(関連)

以下、左側の「包装用缶」、右側の「包装用びん」は、デザインコンセプトは共通するものの、それぞれ類

(本意匠)



意匠の類否判断

共通点・差異点が意匠全体に与える影響の大きさを、総合判断

* 先行意匠群との対比 に基づいて評価

注意を引きやすい箇所の形態か否か

いる意匠の類否判断の要素やその評価について、参考情報を得ることができます。

(A)1475980

Ш

・ 同じ形態を持つ 公知意匠の数 他の 一般的に見られる形態

その形態の <u>創作的価値の高さ</u>

共通点及び差異点が

(4)-1. 先行意匠群を確認するには

要素となっていることを知ることができます。

非類似と判断された「参考文献」に掲載の意匠

(B) 1335158

て訴えた事例です。

登録第1225312

【引用意匠】

行登録意匠を証拠として提出しています。

登録第311394

意匠の類否判断において、先行意匠群を確認し、検討結果が斟酌されている事例を見てみます。 ○平成24年(行ケ) 第10042号 審決取消請求事件「自動二輪車用タイヤ」 審決が「長傾斜溝、中傾斜溝及び短溝の三つの溝が、全体として、横に伸びた略「さんずい」偏様を呈する 態様で、これらが、赤道を中心として千鳥配置状に配設されている点」が、「両意匠の類否判断に支配的な

影響を及ぼし」両意匠は類似する、とした判断を不服とした原告(出願人)が、裁判所に審決の取消を求め

両意匠は、基本構成に共通する点が認められますが、原告は、この共通性が類否判断を決定付ける要素には ならないと主張して、それぞれ類似しない意匠と判断されて別登録されている、以下を始めとする多くの先

登録第354174

【本願意匠】

登録第1387035 登録第1387038 登録第1387037 登録第1375955 (本意匠) (関連) (関連) (関連) しかし、もう一つの類否判断に影響を与える要素とされた、(イ) アクセントパネルを開口部としているか否 か、について裁判所は、「箱を開口してもアクセントパネルとしての美観に全く影響がないか、箱の開口に よりアクセントパネルとしての美観が消失してしまうかは大きな差異であるというべきで、本件意匠と被告

(5) 意匠の類否判断のポイント

なされることが、とても大切です。

(主催:デザイン保護委員会)

-自習用テキストの準備-

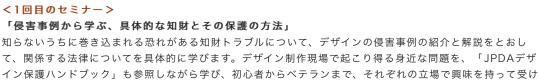
に関しては、以下の二つの開催が決まりました。

われます。

以上

っても意匠全体として類似すると判断される可能性はある、と思われます。

この他にも、この種容器の意匠には、以下のように、稜線の凹部形状に差異があっても、類似する意匠とし て登録されている先行登録意匠があることから、(ア) アクセントパネルの具体的形状については、差異があ



・初歩的なレベルは、専門用語の理解も含めて画面の基本操作ができるとし、セミナー開催までにこの段階

Japan Package Design Association © JPDA All Rights Reserved.

がマスターできる「公報検索の手引きとなるような自習用テキスト」の作成を目指します。

ますので、あとで事例をとおして確認します。

合であっても、その差異が、ありふれた態様であったり、看者からみて美感が同様であっ <u>り、或いは容易に行われる改変</u>であったりして、その差異が、共通性の有する美感を凌 駕しない場合は、<u>両意匠は類似する</u>ものとなる。

他方、差異点と共通点が上記と逆に評価される場合は、両意匠は類似しない。

これらは、類似する意匠(権利が及ぶ範囲)とされなくても、市場で商品が競合することがないので、支障 ないと思われます。 登録第 1221614 登録第 1213328 「自動車おもちゃ」 「自動車」 物品の類否は、物品の用途及び機能に基づいて判断する、とされていますが、何を用途と認定して、何を機



があります。

「花瓶」

て類似する意匠と判断されています。



登録第1377408 (本意匠)

(本意匠)

を与えない。

登録第 1124919

(本意匠)

第 1184921

登録第 1125759

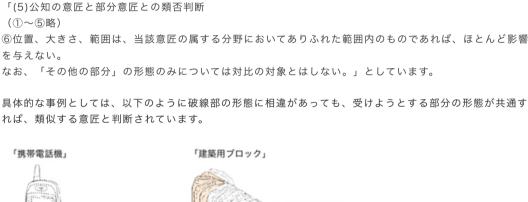
似しない独立の意匠として登録されています。

第 1184922

る意匠として登録されています。

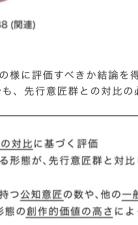
エ. デザインコンセプトの共通性のみでは類似する意匠にならない

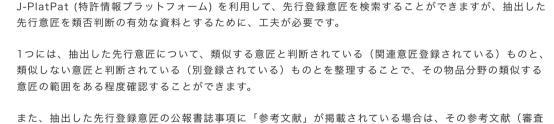
第 1196065



意匠審査基準では、「71.4.2.2.1公知の意匠と部分意匠との類否判断」の項で、







時に参考意匠とされながら類似しないと判断された意匠)を確認することによって、先行登録例に示されて

例えば、以下の「炊飯器」では、抽出した登録意匠Aについて、掲載されている参考文献B、C、更に参考文 献B、Cに記載されている参考文献D以降を確認することによって、基本構成が共通するだけでは類似する意 匠と判断されず、類似する意匠の範囲が比較的狭いこと、各部の具体的な構成態様の違いが類否判断の重要な

(C)1344916

どの程度異なった形態であるか

(D)1220140 (E)1292893 (F)1318650 (G)1331563 (4)-2. 先行意匠群との対比【事例1】



● 活動報告

2017年度 第1回の知財セミナーを、6月1日(木)に開催することが決まりました

3月9日の今年度最後のデザイン保護委員会で、2017年度の年間活動について話し合われ、セミナーの企画

意匠とは、この点においても美観を共通にするものとはいえない。」として、「外観としての美感に影響を 与えるもの」と評価し、以上の (ア)、(イ) の差異によって両意匠は類似しないと判決しています。

前記 (4)-3.の事例では、稜線における凹部形状の評価だけではなく、別の観点から判断する要素が加わった 難しさがありますが、複数の判断要素について意匠全体として総合的に判断する、意匠の類否判断の基本は 変わりません。そして、その複数の判断要素について、それぞれが類否判断に与える影響の重み付けが的確に

以上見てきたように、意匠の類否判断について確信が持てる結論を得るためには、同種の物品分野における 従来意匠の状況を確認して、それと対比することによって各判断要素の評価を的確に行うことが重要だと思

止めていただけるような内容で、気軽に参加していただけるセミナーの企画を進めています。 詳細と参加のご案内は、5月上旬に協会メルマガと本レオ せします。

◆日程 ・6月1日(木)、講義時間は18:30~20:30の予定とします。 ◆会場 ·DIC株式会社 本社2F 大会議室 (東京都中央区日本橋 3-7-20) ◆講師 ・松井宏記弁理士 レクシア特許法律事務所 代表パートナー く2回目のセミナーについて> 「公報検索体験セミナーの第2弾」 2016年11月14日に実施しました<J-PlatPatに出会ってみよう>をテーマとした初歩編の公報検索体験セ ミナーの続編となります。 ◆日程

以下は、現在決定した範囲での、テーマと日程等になります。 ・2月開催を目指して、実施に向けて検討を始めました。 ◆内容 ・初心者対応の実施済みセミナーの続編として位置づけ、<u>初歩的なレベルをマスターした人を対象とします。</u> ※公報検索体験セミナーのお知らせは、本レポートページ12月号に掲載の予定です。